

事例番号:300202

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第一部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

妊娠 29 週 6 日-35 週 0 日 切迫早産のため管理入院

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 35 週 3 日

22:03 陣痛開始のため入院

4) 分娩経過

妊娠 35 週 4 日

5:15 微弱陣痛、回旋異常のためオキシトシン注射液による陣痛促進開始

5:41 児頭下降不全のため子宮底圧迫法により児娩出

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:35 週 4 日

(2) 出生時体重:2142g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.308、PCO₂ 43.5mmHg、PO₂ 17.8mmHg、
HCO₃⁻ 19.4mmol/L、BE -4.5mmol/L

(4) Apgar スコア:生後 1 分 7 点、生後 5 分 9 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク)

(6) 診断等:

出生当日 早産児、新生児一過性多呼吸、低出生体重児

(7) 頭部画像所見:

生後 8 日 頭部 MRI にて脳室内出血、両側尾状核の容量低下、ヘモジテリン沈

着、両側の白質に信号変化を認める

生後 8 ヶ月 頭部 MRI にて両側脳室周囲白質軟化症の所見

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分: 病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師: 産科医 3 名、小児科医 3 名

看護スタッフ: 助産師 4 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、児の未熟性を背景に、出生前のどこかで生じた胎児の脳の虚血(血流量の減少)により、脳室周囲白質軟化症(PVL)を発症したことであると考ええる。

(2) 胎児の脳の虚血(血流量の減少)の原因を解明することは困難であるが、臍帯圧迫による臍帯血流障害の可能性を否定できないと考える。

(3) 脳室内出血が脳性麻痺発症の増悪因子となったと考える。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

(1) 妊娠中の管理は一般的である。

(2) 妊娠 31 週 4 日からの切迫早産入院中の管理(子宮収縮抑制薬の投与、膣洗浄、血液検査、ノンストレス、超音波断層法、妊娠 35 週 0 日退院としたこと)は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 妊娠 35 週 3 日入院後の対応(ハイトルイン測定、内診、超音波断層法、分娩監視装置装着、陣痛開始のため経膈分娩としたこと)は一般的である。

(2) 分娩促進に関する同意取得方法(「原因分析に係る質問事項および回答書」によると口答で説明、診療録に記載せず)は、一般的ではない。

(3) 微弱陣痛、回旋異常のため陣痛促進を開始したことは一般的であるが、高度変動一過性徐脈、基線細変動減少を認めている状態で、子宮収縮薬の投与を持続したことには賛否両論がある。

- (4) 子宮収縮薬の投与方法については、オキシシリン注射液の溶解液の薬剤名と混注時の残量について診療録に記載がなく不明である（「原因分析に係る質問事項および回答書」による）ため、評価できない。
- (5) 子宮収縮薬投与時に輸液ポンプを使用せず、滴下数の目視確認で投与量を調節していることは基準から逸脱している。
- (6) オキシシリン注射液投与中の分娩監視方法（連続的モニタリング）は一般的である。
- (7) 児頭下降不全のため排産後に 1 回（「原因分析に係る質問事項および回答書」による）もしくは 2-3 回（「家族から見た経過」）子宮底圧迫法を実施したことは一般的である。
- (8) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

3) 新生児経過

新生児蘇生（バッグ・マスクによる人工呼吸）は一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 子宮収縮薬（オキシシリン）の使用については「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2017」に則した使用法が望まれる。
- (2) 観察した事項および実施した処置等に関しては、診療録に正確に記載することが望まれる。

【解説】本事案では陣痛促進についての口頭による同意取得、オキシシリン注射液の溶解液の薬剤名と混注時の残量、出生後からバッグ・マスクによる人工呼吸開始までの経過や時刻などの診療録の記載が不十分な所が散見された。診療内容等については診療録に記載することが重要である。

- (3) 胎盤病理組織学検査を実施することが望まれる。

【解説】胎盤病理組織学検査は、胎盤の異常が疑われる場合、また児が早産期に出生した場合等に、その原因の解明に寄与する可能性がある。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

事例検討を行うことが望まれる。

【解説】児が早産で出生した場合等には、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが重要である。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

早産児のPVL発症の病態生理、予防に関して更なる研究の推進が望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。